

重層的支援体制整備事業に係るアウトリーチ等を通じた継続的支援及び 参加支援業務仕様書

1 業務名

重層的支援体制整備事業に係るアウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援業務

2 業務の目的及び概要

本業務は、複雑化・複合化した課題や支援ニーズを抱えながらも必要な支援に繋がっていない者及びその世帯が抱える、個々に異なる幅広い課題に対応することができる専門職等をアウトリーチ等事業活動者（以下「事業活動者」）として予め確保し、世帯の課題解決に適した事業活動者を活用して支援対象者への家庭訪問、面談、同行支援、電話及びメール等による働きかけを行うことで信頼関係を構築し、もって必要な支援に繋げることを目的とする。

3 委託期間

契約日 令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

本件契約は、令和8年度を始期とする地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約であり、上記の期間に関わらず、本件契約の締結日の属する年度及び翌年度以降において本件契約に係る大津市の歳出予算が削減又は廃止若しくは、契約者のいずれかから契約解除の申出があった場合は、本件契約を解除することがある。

4 対象者

支援対象者は、以下のいずれかに該当する者のうち、市が実施する重層的支援会議において、既存のアウトリーチ等による支援が困難と認められ、本業務による支援が必要と決定した者とする。

- (1) 複雑化・複合化した課題や支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者
- (2) ひきこもり状態や孤独・孤立状態にある等の理由により、必要な支援が届いていない者
- (3) 支援が必要と考えられるものの関わりを拒否する者
- (4) 自立のための活動を自身のみで行うことが難しく、支援が必要な者

5 業務内容

本業務は、対象者に対し、支援ニーズの把握及び自立につなげるためのアウトリーチ支援、社会資源等とのマッチングにより社会自立を図るための参加支援等を実施する。

受託事業者と事業活動者の業務は以下の通り。

(1) 受託事業者（事務局）が行う業務

市が実施する重層的支援会議に参加し、支援対象者の課題等を把握し、課題に適した事業活動者をマッチングし、効果的な支援が実施できるように、以下の業務を行う。

- ① 事業活動者の確保に係る周知チラシの作成及び広報等
- ② 事業活動者の確保のための各種手続き等
- ③ 支援対象者と事業活動者とのマッチング
- ④ 事業活動者の決定に係る支援対象者への訪問活動によるアセスメント
- ⑤ 事業活動者の活動報告の取りまとめ及び市への実績報告
- ⑥ 事業活動者への活動経費の支払い
- ⑦ 事業活動者の各種活動に係る支援（助言、訪問活動への同行等）
- ⑧ 参加支援事業における支援対象者の支援プランの作成及び評価
- ⑨ 社会資源とのマッチング及びフォローアップ
- ⑩ 社会資源への働きかけ
- ⑪ 事業に係る庶務的な業務全般

(2) 事業活動者が行う業務

- ① アウトリーチ等を通じた継続的支援業務

長期にわたりひきこもりの状態にある等、複雑化・複合化した課題や支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない者や、支援が必要と考えられるものの関わりを拒否する者等に対し、関係を構築した上で支援に繋ぐことができるように、以下の業務を行う。

- ア 支援対象者への訪問活動
- イ 支援対象者への同行支援
- ウ 支援対象者との面談（来所）
- エ 支援対象者との電話及びメール等によるやりとり
- オ 支援対象者に係る各種会議への参加
- カ 支援対象者の支援プラン作成及び評価

② 参加支援業務

アウトリーチ等を通じた継続的支援業務によって支援に同意した支援対象者が、地域等と結びつくることで社会参加ができるように、以下の業務を行う。

- ア 社会資源とのマッチング及びフォローアップ
- イ 社会資源への働きかけ
- ウ 支援対象者への同行支援
- エ 支援対象者への訪問活動
- オ 支援対象者との面談（来所）
- カ 支援対象者との電話及びメール等によるやりとり
- キ 支援対象者に係る各種会議への参加
- ク 支援対象者の支援プランの作成及び評価

③ 事業活動者の範囲

① 受託事業者は、支援対象者の課題解決のため、以下のアの表に定めた全ての区分の事業活動者を確保すること。また、必要に応じてイの表に定めた区分の事業活動者を確保すること。

ア 事業活動者として確保すべきもの（必須）

区分	資格及び免許	必須要件	人数
看護保健職	(ア) 看護師 (イ) 保健師	(ア) 又は(イ)から 1名以上確保すること	2名以上
	(ア) 弁護士 (イ) 司法書士	(ア) 又は(イ)から 1名以上確保すること	1名以上
福祉職	(ア) 社会福祉士 (イ) 介護福祉士 (ウ) 精神保健福祉士 (エ) 介護支援専門員	(ア)から3名以上確保すること	5名以上

イ 必要に応じて事業活動者として確保すべきもの

区分	資格及び免許	従事経験等
医療職	(ア) 医師 (イ) 歯科医師	-
心理職	(ア) 公認心理師 (イ) 臨床心理士	-
その他の専門職	(ア) 美容師 (イ) 理容師	-
その他	-	相談支援に5年以上従事経験があり、 福祉等の専門的な見地から支援ができる者
	-	外国語でのやりとりが可能で、 外国人への支援ができる者
	-	支援を受けた当事者としての経験から、 当事者の見地から支援ができる者

② 受託事業者は、前項の要件を満たす者を事業活動者として確保するときは、以下の事項について説明し、要件を満たすことを確認すること。

ア 市が定める単価により活動することが可能であること

イ 個人情報を適切に取扱い、法令及び大津市や受託事業者が定める規定を遵守すること

ウ 暴力団又は暴力団員でないこと

③ その他の特記事項

ア 受託事業者は、本事業をより効果的に実施するために、1項に記載の無い資格及び免許を有する専門職や経験を有する者を事業活動者として確保したい場合は、市と協議し、実施単価等も含めて合意を得た上で確保すること。

イ 受託事業者は、受託事業者が雇用する職員を事業活動者として確保するときは、当該職員の雇用経費の対象となる他の交付金等と重複受給しないよう調整することとし、重複受給となることが見込まれるときは、事業活動者としないこと。また、本業務の事務局として活動する職員は事業活動者としないこと。

6 支援の実施期間

対象者への支援期間は以下のとおり

- (1) 対象者への支援期間は、委託契約期間内において個別に定める。
- (2) 支援期間は重層的支援会議において決定する。
- (3) 決定後の支援期間の縮小・延長は、継続して実施する重層的支援会議において決定する。
- (4) 委託契約期間後も支援継続の必要性が見込まれるときは、予め重層的支援会議において委託契約期間を超えて必要な期間の支援決定を行った上で、受託事業者には委託契約期間終了年月日までの支援依頼を行い、本業務の継続が決定したときに受託事業者に対し、改めて新しい期間での支援依頼を行う。

7 事業実績報告

受託事業者は、事業活動者に対し、翌月10日までに当月分の本事業の実施状況、対象者への支援状況、対象者の状態の変化・経過等をまとめた報告書の提出を求め、取りまとめて作成した実績報告書及び事業活動者への活動経費の支払報告書を、翌月20日までに市へ提出すること。報告内容及び報告方法については、市と協議の上別途定めるものとする。

8 委託料

(1) 支払方法

市は、契約書の頭書に従い、受託事業者からの請求に基づき部分払い（4月～6月、7月～9月、10月～12月分及び翌年1月～3月分の各期間終了後）を行う。

(2) 経費負担

- ① 契約金額は、別途決定する。市は、予め定めた受託事業者活動経費に加え頭書で定めた各期間内の活動実績に応じた事業活動者活動経費を受託事業者に支払う。
- ② 受託事業者及び事業活動者は、対象者に費用の負担を求めてはならない。ただし、活動単価の対象とならないサービスや使用した物品等にかかる経費を除く。
- ③ 事業活動者の活動において、他制度で活動にかかる対価が得られるときは、他制度の活用を優先することとし、重複請求はしないこと。

9 その他の見込数

(1) 本事業における支援対象者数

令和7年12月時点：11名 令和8年3月時点：12名

(2) 令和8年度の支援対象者数：20件

(3) 重層的支援会議の開催数：100回（同日に複数世帯の開催の場合あり）

1 0 活動内容及び見込数

(1) 受託事業者（事務局）

活 動	実施回数（見込）
事業活動者の決定に係る訪問	延べ12回
事業活動者との調整	延べ12回
事業活動者の訪問への同行	延べ24回
事業活動者の確保に係る各種活動	随時
重層的支援会議への参加	延べ100回
事業活動者への研修会の実施	延べ2回
支援プラン作成支援	延べ68回

※庶務的活動を除く。

(2) 事業活動者

活 動	実施回数（見込）
訪問、同行支援（1回あたり2時間程度）	延べ160回
来所面談（1回あたり2時間程度）	延べ200回
支援調整（電話、メール、会議参加等）	延べ68回

1 1 事業活動者の活動にかかる単価（税込）

事業活動者は、1月ごと、支援対象者ごとに実施した以下の活動を集計し、受託事業者に報告すること。

(1) 訪問、同行支援

(2) 来所面談

区 分	資格、免許、経験等	①訪問、同行支援	②来所面談
		単 価	単 価
看護保健職	看護師、保健師	4,400	3,300
司法職	弁護士、司法書士	7,700	6,600
福祉職	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員	2,750	1,650
医療職	医師、歯科医師	22,000	16,500
心理職	公認心理師、臨床心理士	4,400	3,300
他資格	美容師、理容師	2,750	1,650
従事経験	相談支援経験5年以上	2,750	1,650
その他	外国語通訳、当事者経験のある者	2,200	-

【特記事項】

- ①(1)(2)ともに医療職は1回あたり、他は1時間あたりの単価
- ②外出を伴わない活動は1回あたり最大2時間、外出を伴う活動は最大4時間まで
- ③活動時間が1時間に満たない場合は1時間とし、以降、1時間ごとに超過する時間の端数については切り上げる。
- ④複数の資格・免許を有して事業活動者として届け出ている場合、市が実施決定の際に指定した区分で計上することとし、重複請求はできない。
- ⑤他制度において活動にかかる対価が得られるときは、他制度を優先すること。

(3) 支援調整（電話、メール、会議参加等）

支援対象者1人につき、1月あたり4,400円

(4) 支援プラン作成

支援対象者1人につき、1月あたり2,200円

(5) 同行支援に係る交通費

公共交通機関を使用した場合の実費（支援対象者に伴走した区間に限る）

1 2 業務の適正な実施等に関する事項

(1) 再委託の禁止

受託事業者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、事業活動者に業務を依頼する場合等、予め市の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 守秘義務

受託事業者は、本委託業務執行にあたり知り得た情報を受託期間中及び委託終了後も他に漏らしてはならない。また、個人情報の取り扱いに関しては個人情報保護法及び大津市個人情報保護条例を遵守し、関係機関と個人情報を共有する場合には、対象者へ十分な説明を行い、同意を得ておく等、個人情報の適切な取扱い、書類等の管理を含めたセキュリティの徹底を図ること。事業活動者に対しても同様の周知を行い、遵守の徹底を図ること。

(3) 事故への対応等

本業務を実施する上で、苦情・トラブル・事故等に関する対応は、原則として受託事業者の責任において行うとともに、市に報告すること。また、事業活動者の活動の際の事故に対応するため、受託事業者の負担にて労災保険に代わる保険制度に加入しなければならない。

(4) 各種通知・照会等への対応・協力

受託事業者は、本業務執行にあたっては契約締結時に作成する仕様書とともに厚生労働省が発出している「重層的支援体制整備事業の実施について」（令和5年8月8日付、厚生労働省社会・援護局長通知）等の通知や資料の内容を踏まえて業務を実施すること。また、本業務の執行に関する検査、調査、資料作成の要請や報告依頼があった際には、対応を行うこと。

(5) 法令遵守

受託事業者は、本業務執行にあたって、労働関係諸法令その他関係法令を遵守するとともに、安全衛生面での配慮を行うこと。

(6) 情報開示

市が受託事業者に対し、本業務に関する情報の開示を求めた場合には、受託事業者はこれに協力する義務を負うこととする。

1 3 委託期間終了に伴う引継

受託事業者は、本業務の委託期間が終了するとき又は委託契約が取り消されたときは、次の受託事業者が円滑に業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。ただし、継続して受託事業者となった場合は、この限りではない。

1 4 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に疑義が生じた事項については、市と受託事業者の双方で協議して定めるものとする。